

## 第2章

# 生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

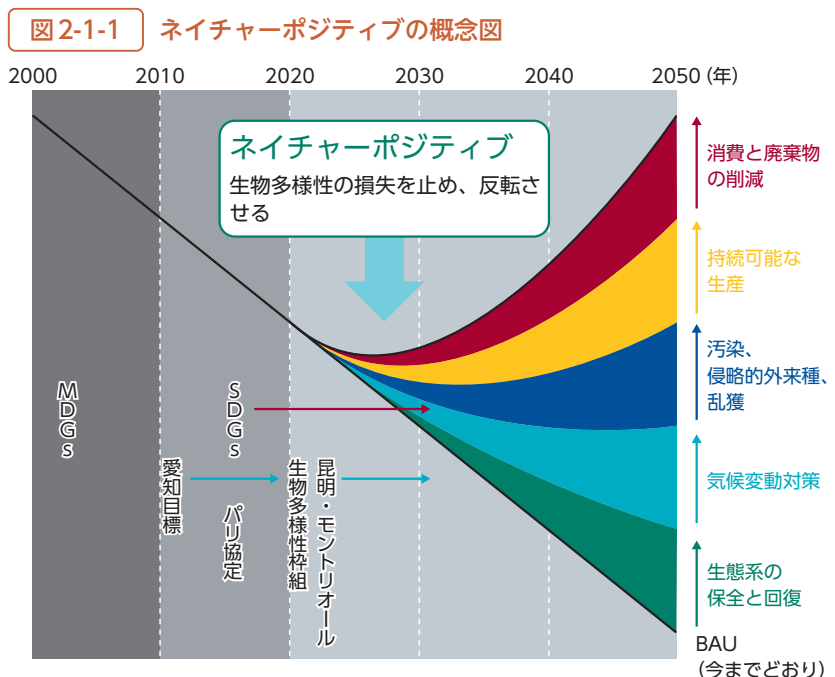
### 第1節

## 昆明・モントリオール生物多様性枠組及び 生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）第二部において、2030年に向けた生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組を踏まえて、我が国では、2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。

同戦略では、2050年ビジョン（長期目標）である「自然と共生する社会」の実現に向けて、2030年ミッション（短期目標）として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を掲げています。ネイチャーポジティブは、いわゆる従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方です。

同戦略の閣議決定以降2025年6月までの実施状況について、関係12府省庁で構成される「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議」において中間評価を実施し、その結果を2026年2月に公表しました。また、この評価結果を踏まえて、生物多様性条約に基づく第7回国別報告書を取りまとめ、生物多様性条約事務局に提出しました。中間評価の結果からは、多くの施策で着実な進捗が見られ、ほとんどの行動目標（2030年までに実施すべき行動に関する目標）が進展していることが確認されました。一方で、状態目標（2030年までに達成すべき状態に関する目標）については進展のあったものは半数弱に留まり、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については部分的に改善が見られましたが、我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていないと考えられる結果となりました。これらの結果には、行動に係る進展が状態に作用し効果が発現するまでに一定程度の時間を要することや、行動の規模等が状態を進展させるに十分でなかったこと等も関係していると考えられます。2030年ネイチャーポジティブの実現に向けては、中間評価で示された課題も踏まえて、多様な主体との連携・協働の下、引き続き多角的な取組を実施・加速化していくこととしています（図2-1-1）。



資料：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

## 第2節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

### 1 多様な主体の参画

#### (1) マルチステークホルダーによる生物多様性主流化のための連携・行動変容への取組

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の達成や「生物多様性国家戦略2023-2030」の推進を目指し、産官学民の連携・協力による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため設立された、「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」において、2023年に取りまとめた「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」に基づき、J-GBFの構成団体が取り組んだ内容を共有するとともに、企業、自治体、団体等に向けて、ネイチャーポジティブの実現に向けた行動の第一歩として「ネイチャーポジティブ宣言」の発出の呼び掛けを進めました。2026年4月時点で1,100を上回る企業・団体が宣言を発出又は賛同しており、これらの宣言は、ネイチャーポジティブ宣言のポータルサイトで公表しています。

#### (2) 地域主体の取組の支援

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、2026年1月1日時点で47都道府県、187市区町村で生物多様性地域戦略が策定されています。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されており、2026年4月時点で202自治体が参画しています。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）は、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる法律で、2025年4月に施行されました。同法に基づき、367か所の増進活動実施計画等を認定するとともに、地域生物多様性増進活動支援センターの設置運営等の支援を行い、26地域が同センターを設置しました。

ナショナル・トラスト活動については、税制支援措置等を継続するとともに、非課税措置に係る申請時の留意事項等を追記した改訂版のナショナル・トラストの手引きの配布等を行いました。

また、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「地域自然資産法」という。）の運用を進めました。2026年3月時点で、地域自然資産法に基づく地域計画が沖縄県竹富町と新潟県妙高市で作成されており、両地域において同計画に基づく入域料の収受等の取組が進められています。

#### (3) 生物多様性に関する広報・行動変容等の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2025年のテーマは「“Harmony with nature and sustainable development”（自然との共生、持続可能な未来へ!）」でした。国内では、J-GBF関係団体等が国際生物多様性の日を中心に生物多様性を感じ、学び行動するイベントを全国各地で開催しました。また、「こども霞が関見学デー」、「GTFグリーンチャレンジデー」等、様々な活動とのタイアップによる広報活動等生物多様性に配慮した事業活動や消費活動の促進に向けた活動を進めています。

## 2 ネイチャーポジティブ経済の実現

### (1) ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた企業への支援

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済（ネイチャーポジティブ経済）への移行に向けて、2025年7月に国の施策を主軸として「いつまでに、何をすべきか」の全体像を「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」として取りまとめました。その上で同ロードマップの具現化に向けた各施策を実施しました。具体的には、「ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集」や、企業による自然関連課題の分析に活用できる「優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ」の制作を行いました。また、ネイチャーポジティブな地域づくりで企業と地域の価値向上を図るべく、企業による取組を、マルチステークホルダーとの連携により、地域課題の解決や地方創生等へと発展させること等を狙い、モデル事業も全国3か所にて実施しました。

経済界を中心に自発的な組織として設立された「経団連自然保護協議会」との連携・協力を継続しており、経団連自然保護協議会と協力してネイチャーポジティブに関するビジネス機会の創出を目指し、2025年12月にはビジネスマッチングイベントを開催しました。

2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において、ネイチャーポジティブに資する具体的な活動や提供しているソリューション等に関する情報共有やネットワーキングを目的として設立したG7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）は、加盟企業・団体が26団体まで増加し、G7各国と連携して引き続き国際ワークショップを開催予定です。加えて、ネイチャーポジティブの実現のための民間資源動員拡大に向けた手段の一つとして生物多様性クレジット等の経済的手法が国際的に進みつつあります。そのため、生物多様性の保全に対する価値取引等も見据え、我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価のあり方について検討を開始し、「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」を2026年3月に作成しました。

### (2) 自然関連情報開示とESG投融資等

民間レベルでの国際的な動きとしては、生物多様性・自然資本に関する情報開示の枠組を2023年に公表した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のほか定量的なインパクト評価や目標設定の手法を定めるScience Based Targets for Nature（SBTs for Nature）等において、生物多様性を企業経営に組み込んでいく仕組みづくりが加速しています。こうした国際的イニシアティブによる開示や目標設定等の促進、ESG投融資の促進等の動きを踏まえ、環境省ではネイチャーポジティブ経済研究会を継続して開催し、専門家・関係機関とともに課題の分析、必要な施策の検討を行いました。TNFDについては、アダプター企業数は我が国が219社（2026年3月時点）と世界最多であり、2024年度からは、TNFDへ2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）を行い、ネイチャーデータパブリックファシリティ（NDPF）の立ち上げに向けたパイロットテストの支援等を実施しました。テストは2025年10月に完了し、同年11月にTNFDより恒久的なNDPFの設置を含むデータバリューチェーンに係る勧告が発出されました。さらに、事業者向けにTNFDやネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップの開催や、自然関連財務情報開示を含む統合的取組実装モデル支援事業等を通じ、企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しました。

### (3) 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みの一例として、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進しています。あわせて、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物等、有機農業により生産された農産物等及び環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理（GAP）から生産されたことが第三者によって確認された農産物等について、国等の機関の食堂において使用することを、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に位置付けました。また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすために、証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等については、国が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠することとしています。加えて、合法伐採木材等の利用を促進することを目的として、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）が2017年5月に施行されました。2025年4月には、取組の強化を目的として改正クリーンウッド法が施行されており、国内市場で最初に木材等の譲受け等をする木材関連事業者に対して合法性確認等が義務付けられるとともに、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう小売事業者が木材関連事業者に追加されています。木材関連事業者による取組を支援するため、説明会の開催や林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報発信等を行いました。

### 3 自然とのふれあいの推進

#### (1) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

2016年3月に政府が公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた10の柱施策の一つとして、国立公園満喫プロジェクトがスタートしました。本プロジェクトでは、美しい日本の国立公園の自然を守りつつ、そのブランド力を高め、国内外の誘客を促進することにより、国立公園の所在する地域の活性化を図り、自然環境の「保護と利用の好循環」を実現することを目的としています（図2-2-1）。先行して取組を進めてきた阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島の8つの国立公園をはじめ、13公園において実行計画となる「ステップアッププログラム」を策定して集中的に取り組んでいるほか、全国の国立公園において利用推進の取組を進めています。2026年3月には「国立公園満喫プロジェクト2026年以降の取組方針」の策定を行うとともに、各公園でさらに充実した取組を進めていくために13公園において「ステップアッププログラム」の改訂を進めました。

特に、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（2023年6月）に基づき、国立公園における滞在体験の魅力向上のための「先端モデル事業」を十和田八幡平（十和田湖地域）、中部山岳（南部地域）、大山隠岐（大山蒜山地域）、やんばるの4つの国立公園で進めています。2025年度は地域の関係者と連携し、民間提案を取り入れつつ、国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想の策定や、特に集中的に取り組む利用拠点の選定、利用拠点におけるマスタープランの策定等を進めました。このほか、同取組方針に基づき、国立公園ならではの感動体験の拠点となる宿泊施設についての検討を実施しており、2026年3月に「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（2.0版）」を公表したところです。

また、地域の関係者と丁寧な合意形成を図った上で入域料を収受施設の維持管理に充てたり、ツアー料金等の一部を自然環境の保全に充てたりする利用者負担の取組を進めています。2026年3月時点では、国立公園における入域料の事例は20件であり、それ以外の利用者負担の仕組みの件数は119件となっています。

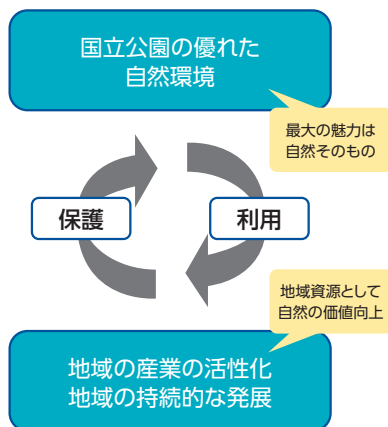
加えて、国立公園の優れた自然や文化を活用して、高付加価値な観光の推進を図る「国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業」を実施し、11の国立公園（釧路湿原、三陸復興、磐梯朝日、上信越高原、秩父多摩甲斐、中部山岳、伊勢志摩、瀬戸内海、雲仙天草、阿蘇くじゅう、やんばる）の13の地域において、自然体験ツアー等の企画・試行・自走化・受入体制整備を実施しました。

さらに、国立公園オフィシャルパートナーシップを18社と新規締結し、2026年3月末時点で、合計153社・団体となったほか、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの数の充実と質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、三陸復興、尾瀬、吉野熊野、阿蘇くじゅう、やんばる国立公園におけるストーリーを紡いだ聞き書き集「国立公園ものがたり」の制作、国内外へのプロモーション等を行いました。

長距離自然歩道の第一号である東海自然歩道について、「東海自然歩道の活性化の方向性」に基づき、沿線自治体関係者や民間事業者を対象としたワークショップを開催しました。また、2025年7月に豊かな自然と歴史に彩られた道をむすび、飛弾山脈をまたいで松本・高山間を繋ぐ「信飛トレイル」が開通し、2025年4月には十和田八幡平国立公園と三陸復興国立公園・みちのく潮風トレイルとを結ぶ新たなロングトレイル「八戸十和田トレイル」が試験開通しました（写真2-2-1）。みちのく潮風トレイルにおいては、トレイルの利活用推進を進めるためウォーキングイベント等を開催し、関係者との連携強化や、同トレイルの更なる盛り上げを図りました。

また、環境省では、2024年6月に公表された「石川県創造的復興プラン」に貢献するため、能登の豊かな自然や風土に触れ魅力を体験することができるロングトレイルの構想策定に向けた調査や地域関係者との勉強会の開催、能登半島国立公園の公園区域及び公園計画の見直しのため、土地利用状況及び利用施設の情報収集等を行い、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進を支援しました。

図2-2-1 保護と利用の好循環の実現



資料：環境省

写真2-2-1 信飛トレイル開通記念式典の様子



資料：信飛トレイルクラブ

## (2) 自然とのふれあい活動

みどりの月間（4月15日～5月14日）等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動や、サンゴ礁や干潟の生き物観察など、こどもたちが国立公園等の優れた自然地域を知り、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。国立公園等の利用の適正化のため、自然公園指導員の委嘱やパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図りました。

また、2020年度より継続して、国立公園の周遊促進を目的としたアプリを用いた「日本の国立公園めぐりスタンプラリー」の運営を行いました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

### (3) 自然とのふれあいの場の提供

#### ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の安全で快適な利用を図るため、保護上及び利用上重要な地域の公園施設について、国の直轄事業により整備・改修を進めるとともに、公園施設を安全にかつ長期間使用できるようインフラの長寿命化、多様な利用者が国立公園の魅力にふれられるよう多言語化や施設のユニバーサルデザイン化の推進等に取り組みました。2025年度には、中部山岳国立公園の乗鞍高原におけるトイレの新築や日高山脈襟裳十勝国立公園のエントランス標識の新設のほか、尾瀬国立公園における木道の再整備等を実施しました。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園及び長距離自然歩道等に対して、自然環境整備交付金等を交付し、47都道府県の事業を支援しました。現在、長距離自然歩道の計画総延長は約2.8万kmに及んでいます。さらに、令和6年能登半島地震により、能登半島国定公園内及び越前加賀海岸国定公園内において石川県等が整備した園地、歩道等の利用施設が多数被災したことから、石川県等に対して、国定公園施設災害復旧事業費補助金により利用施設の復旧の支援を行いました。

旧皇室苑地として広く親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、施設の改修、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

#### イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育の場となる森林・施設の整備等への支援策を講じました。国有林野においては、森林教室等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施するとともに、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」等の設定・活用を図り、国民参加の森林づくりを推進しました。また、「レクリエーションの森」の中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所として選定をした「日本美しい森 お薦め国有林」において、重点的に観光資源の魅力の向上、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進しました。

### (4) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。2024年度には、温泉掘削許可135件、増掘許可6件、動力装置許可101件、採取許可42件、濃度確認90件、浴用又は飲用許可1,768件が行われました。

環境大臣が、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地については2026年3月末時点で79か所を指定しています。

2018年5月から現代のライフスタイルに合った温泉地の楽しみ方として「新・湯治」を推進するためのネットワークである「チーム新・湯治」を立ち上げ、2025年度は3回のセミナーを実施しました。2026年3月末時点で477団体等が参加しています。

また、温泉地全体での療養効果を科学的に把握し、その結果を全国的な視点に立って発信する「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」について、客観的なエビデンス収集・分析や、モデル調査を実施しました。

さらに、2026年3月に、我が国の「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた提案書をユネスコ事務局に提出しました。

### (5) 都市と農山漁村の交流

農泊の推進による所得向上等を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための体制整備や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家活用等の取組、古民家等を活用した滞

在施設等の整備の一体的な支援を行うとともに、農泊地域の情報発信など戦略的な国内外へのプロモーションを行いました。

また、農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村における体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援しました。

## 第3節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

### 1 生態系ネットワークの形成

流域全体の生態系を象徴する「森里川海」が生み出す生態系サービスを将来世代にわたり享受している社会を目指し、2014年12月に立ち上げた「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」の下、2022年には「森里川海ふるさと絵本づくり」やその工程についてウェブサイトに掲載するなど、同年度以降継続して横展開を図っています。

#### (1) 水田や水路、農業用ため池等

水田や水路、農業用ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、農業水利施設の利用においても支障になっている外来生物対策の検討など、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

#### (2) 森林

生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、自然条件等にに応じて、針広混交林化や複層林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、森林の保全により森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。さらに、松くい虫など病害虫や野生鳥獣による森林被害の対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティアなど、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図るため、森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。

国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」（2023年3月改定）に基づき、森林生態系の調査など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。国有林野においては、原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息する場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」

において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理（定期的なモニタリング等の調査によって現状を把握し、計画を検証・修正することによって、その時々科学的知見等に基づいた最適な保護・管理を行っていく手法）を推進しました。

国有林野において、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹の積極的な導入等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、森林における野生鳥獣被害防止のため、地域等と連携し、広域のかつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施しました。

### (3) 河川

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進しました。

多様な主体と連携して、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・創出や魚道整備等の環境整備事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しました。

さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、従前から有している河川環境の保全に取り組みました。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・創出のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点から河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、研究開発を進めました。

### (4) 湿地

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じる必要があります。2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」について、湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を普及啓発しました。

多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出のため、湿地・干潟の整備等の環境整備事業を推進しました。

### (5) 山麓斜面等

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、地元関係者等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めています。

## 2 重要地域の保全

### (1) 自然環境保全地域等

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域並びに都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、自然環境を極力そのまま維持しようとする地域であり、

我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に努めています。沖合海底自然環境保全地域に関しては、第2章第4節1を参照。

## (2) 自然公園

### ア 公園区域及び公園計画の見直し

2025年度には、上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）の公園計画の見直し、並びにニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域及び公園計画の見直しを行いました。

### イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理運営については、地域の関係者が望ましい保全・利用の目標、ビジョンを共有し、関係者が主体的に国立公園の管理運営に資する取組を実施する協働型管理運営を推進しています。協働型管理運営の内容について定めた「国立公園における協働型管理運営の推進について」に基づき、2025年3月時点で、総合型協議会等が29の国立公園に45協議会設置されています。また、自然公園法に基づく公園管理団体については、国立公園で7団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

生態系維持回復事業計画は、13国立公園において14計画が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針に基づき、32の国立・国定公園（2026年3月末時点）において指定植物を見直しました。また、国立公園等の管理を担う自然保護官やアクティブ・レンジャー等を増員して現地管理体制の充実を図りました。

### ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大による、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、2024年度は、20国立公園において、地域関係機関との協力の下、自家用車に代わるバス運行等の対策を実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、2025年度は中部山岳国立公園及び中央アルプス国定公園において環境配慮型トイレの整備等（計6か所）を支援しました。

2023年度以降、国内外の観光需要の急速な回復を受け、一部の地域・時間帯で混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下など、いわゆるオーバーツーリズムへの懸念が生じています。このため、2023年に観光立国推進閣僚会議において取りまとめられた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」も踏まえ、特に利用者が集中する富士山（富士箱根伊豆国立公園）及び上高地（中部山岳国立公園）において、関係機関と連携しながら、利用者の動向把握、混雑状況の情報発信による利用分散、登山者への指導等に取り組みました。

## (3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から重要な区域を国指定鳥

獣保護区に指定しています。

#### (4) 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています。

#### (5) 名勝、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、我が国の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています。また、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体等と連携して、天然記念物再生事業について46件（2026年3月末時点）実施しました。

#### (6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理を推進しました。

#### (7) 保安林

我が国の森林のうち、水源の涵養や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の提供等の公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。

#### (8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。2025年3月末時点で全国の特別緑地保全地区等は702地区、6,735.3haとなっています。

#### (9) ラムサール条約湿地

第2章第7節10（5）を参照。

#### (10) 世界自然遺産

現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が世界遺産条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を開催し、関係者の連携によって適正な保全管理を実施しました。

また、2025年7月にパリで開催された第47回世界遺産委員会では、委員国として、世界各国の自然遺産の登録審議等に参画しました。

#### (11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域（Biosphere Reserves、国内呼称はユネスコエコパーク）」は、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「人間と生物圏（Man and the Biosphere（MAB）計画）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域です。各地域では、「保全機能（生物多様性の保全）」、「学術的研究支援」及び「経済と社会の発展」の三つの機能により、生態系の保全のみならず持続可能な地域資源の利活用の

調和を図る活動を行うこととされています。

現在の認定総数は142か国、784地域（2026年3月時点）であり、国内においては、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山・大杉谷、屋久島・口永良部島、綾、只見、南アルプス、みなかみ、祖母・傾・大崩及び甲武信の10地域が認定されており、豊かな自然環境の保全と、それぞれの自然や文化の特徴を活かした持続的な地域づくりが進められています。

### (12) ジオパーク

UNESCOの「国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme）」の枠組みに基づいて認定されたユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産の保全をとおしてその遺産への理解を深め、持続可能な地域の発展につなげることを目的としており、国内では11地域（2026年4月時点）が認定されています。また、これらを含む48地域が日本ジオパーク委員会によって、日本ジオパークに認定されており、このうち国立公園と重複する地域では、ジオパークと連携して、イベント等の開催、プログラムづくり、ガイド養成等を行いました。

### (13) 世界農業遺産及び日本農業遺産

農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった農林水産業システムを認定する制度であり、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と、農林水産大臣が認定する日本農業遺産があります。認定された地域では、保全計画に基づき、農林水産業システムに関わる生物多様性の保全等に取り組んでいます。我が国では、2026年3月時点で、世界農業遺産が17地域、日本農業遺産が28地域認定されています。

## 3 自然再生

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、2026年3月末時点で全国で28か所となっています。このうち27か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、これら協議会で57件の自然再生事業実施計画が作成されています。

2025年度は、国立公園における直轄事業6地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業4地区の計10地区で自然再生事業を実施しました。

これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

## 4 里地里山の保全活用

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による適度なかく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域です。しかしながら、戦後のエネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、環境省ウェブサイト等において地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例や「生物多様性保全上重要な里地里山」について情報を発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

また、自然共生社会づくりを着実に進めていくため、重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、増進活動実施計画の計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における生態系保全と社会経済活動の統合的な取組に対してこれまでに20地区を支援しました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締

結による持続的な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

また、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づき、関係府省庁で連携して貴重な国民的財産である棚田等の保全と、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図りました。

文化財保護法では、棚田や里山といった「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、文化的景観のうち、地方公共団体が保存の措置を講じ、特に重要であるものを重要文化的景観に選定しています。重要文化的景観の保存と活用を図るために地方公共団体が行う調査、保存活用計画策定、整備、普及・啓発事業に要する経費に対して補助を実施しました。

## 5 都市の生物多様性の確保

### (1) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備等を支援する「都市公園・緑地等事業」を実施しました。

### (2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。

「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図りました。

### (3) 都市緑化等

都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化月間（10月）」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

## 6 30by30 目標の達成に向けた取組

30by30目標は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の目標に位置付けられており、2030年までに保護地域とOECM（Other Effective area-based Conservation Measures、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）を合計して陸と海の30%以上とすることを目指すものです。同戦略の附属書として位置付けられている30by30ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進しました。

### (1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2025年8月時点で、陸地の約20.8%、海洋の約13.3%が生物多様性に資する保護地域

に指定されています。保護地域の更なる拡充のための取組として、2010年に実施した「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップを2021年度から2022年度にかけて行いました。この中で、生態系や利用に関する最新のデータ等に基づき指定・拡張の候補地について再評価した上で、全国で14か所、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地としての資質を有する地域を選定しました。これらの候補地において、地域との調整が進められ、2025年度は、御嶽山周辺地域等、新規指定・大規模拡張がまだ行われていない地域において、関係機関等との調整を行いました。

## (2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

2023年度から民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定する取組を開始しています（図2-3-1、写真2-3-1、写真2-3-2）。30by30目標の達成に向けた民間企業や地方公共団体等から成る有志連合である「30by30アライアンス」の参画や協力を得ながら、2024年度までに全国328か所を自然共生サイトとして認定しました。2025年4月から、地域生物多様性増進法が施行され、法に基づく計画の認定という形に変わりました。2026年3月時点で、法施行以前からの累計で自然共生サイトは569か所となりました。また、2024年度に認定した8.3千haのうち、保護地域との重複を除いた6.4千haについて、2025年8月にOECM国際データベースに登録しました。これに併せて保護地域についても、国際データベース上で区域の更新を行い、これにより、30by30目標に対応する保護面積とOECMの合計割合は、陸域約21.0%（うちOECMは0.1%）、海域約13.3%となりました。

図2-3-1 自然共生サイト認定  
ロゴマーク



資料：環境省

写真2-3-1 自然共生サイト：下田の杜  
(千葉県柏市)



資料：特定非営利活動法人下田の杜里山フォーラム

写真2-3-2 自然共生サイト：北海道大学札幌  
キャンパス (北海道札幌市)



資料：国立大学法人北海道大学

## 7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

自然共生サイトの増加を図るためには、自然共生サイトにおける取組に参画いただく企業等に対するインセンティブ等が重要であることから、「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」において、認定された自然共生サイト等への支援に係る施策について検討を進め、自然共生サイトを支援した者に支援証明書を発行する制度の本格運用を2025年9月より開始しました。

30by30目標の達成や生態系ネットワークの形成等を支える取組として、生物多様性の現状や保全上重要な地域のマッピング等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の設計・開発等を進め、2025年4月より試行運用、同年9月より本格運用を開始しました。

### コラム 生物多様性見える化システムの活用について

生物多様性見える化システムの4つの主要な機能について紹介します。

#### ①生物多様性見える化マップ

法律に基づき指定されている保護地域をはじめ、生物多様性の保全上重要な地域を地図上で一元的に可視化しました。特に自然共生サイトの位置を全て確認できるのは本システムのみです。

#### 生物多様性見える化マップ



資料：環境省

#### ②自治体ナビ

都道府県や市町村ごとに、30by30の達成に向けた保護地域等の設定状況（面積割合）等をシステム上で計算して表示しました。「生物多様性地域戦略」など自治体ごとに定めている生物多様性保全の目標を確認することもできます。

#### ③生物種目録

10km×10km（または20km×20km）のメッシュ単位で、当該地で確認された生物リストを表示・出力することができます。生物名から、その種が確認されたことのある場所を調べることもできます。

#### ④自然共生サイト検索ナビ

全国の自然共生サイトの中から任意の条件に合致する場所を検索できる機能です。各自然共生サイトの個別ページとして「みんなの取組」を新設し、それぞれの自然共生サイトの管理者が独自に更新する情報を閲覧することも可能となっています。

これらの機能により、誰にでもわかりやすく生物多様性の保全上重要な場所を伝えられるようになったことは大きな意義があると考えています。一人一人が身近な場所の自然に関心を持つきっかけとなること、自治体等が地域づくりの計画を作る際や教育現場において地域学習を行う際などにも活用されることを期待しています。

特に、生物多様性保全のための計画を立てる際には、本システムを活用することで、周辺地域の状況を含め関連する情報を俯瞰した上で最適な取組を選択することができると考えています。例えば、保護地域が孤立している場合に自然の連結性を高める上で効果的な場所を抽出する、市町村ごとの保護地域等の面積割合を参考に新たに保全に注力する場所の優先順位をつける、といった活用が考えられます。

その他にも、既存の自然共生サイトの目標設定状況や活動状況を確認できることは、新たな自然共生サイトの認定申請の際の参考になります。また、民間企業が生物多様性保全のための投資を検討する際にも、自治体の目標や自然共生サイトの活動状況は有効な判断材料となります。本システムの普及により自然共生サイトの認定申請や企業の投資の呼び込みを促進し、生物多様性保全の取組を後押ししていきます。

## 9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、2023年3月に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手引き」や全国規模のベースマップを基に、自治体等による計画策定等への技術的な支援を進めました。

### 第4節 海洋における生物多様性の保全

#### 1 沿岸・海洋域の保全

沖合の海底の自然環境の保全を図るため、小笠原方面の沖合域の4地域（伊豆・小笠原海溝、中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部、西七島海嶺、マリアナ海溝北部）が自然環境保全法に基づき沖合海底自然環境保全地域に指定されています。同地域では継続して自然環境の状況把握調査を実施しており、2025年10月には中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部沖合海底自然環境保全地域において調査を行いました。

有明海・八代海等における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、水産資源に関する調査等を行いました。

2022年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」について、具体的な評価指標の設定を行いました。また、関係省庁、関係地方自治体等の各主体が取り組む具体的な活動の進捗状況を確認するため、関係者が参加するフォローアップ会議を開催しました。

#### 2 水産資源の保存管理

漁業法（昭和24年法律第267号）において、水産資源の管理は、持続的に生産可能な最大の漁獲量の達成を目標とした数量管理を基本とすることとされており、2024年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従って、TAC（漁獲可能量）管理の導入やTAC管理を円滑に進める上での課題解決、取組の効果の検証及び検証結果を踏まえた取組内容の改良等を通じた資源管理協定の高度化等に取り組みました。また、[1] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊経路等の解明に資する調査、[2] ヒメウミガメ、シロナガスクジラ、ジュゴン等の原則採捕禁止等、[3] サメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討やウミガメ等の混獲の実態把握及び回避技術・措置の検討、普及を図りました。

#### 3 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

#### 4 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港湾工事等で発生する浚渫土砂<sup>しゅんせつ</sup>等を有効活用した覆砂、深堀跡の埋め戻し、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を推進するとともに、海洋環境整備船等による

漂流ごみ・油の回収を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

2024年3月に策定した「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」に基づき、各水域が所在する地域の実情を踏まえ、関係省庁、関係団体及びプレジャーボート利用者等と緊密に連携し、放置艇の解消に取り組むことにより、プレジャーボートの適正な管理を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発に取り組みました。

## 5 海洋汚染への対策

第4章第4節を参照。

### 第5節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

#### 1 絶滅のおそれのある種の保存

##### (1) レッドリスト

環境省第5次レッドリストについて、2025年3月に公表した植物・菌類に続き、動物の一部の分類群（鳥類、爬虫類・両生類）の評価結果を2026年3月に公表しました。第5次レッドリストでは、鳥類では108種が、爬虫類・両生類では96種が絶滅危惧種として評価されました。その結果、2026年3月末時点での環境省レッドリストにおける絶滅危惧種の種数は、3,587種となりました。

##### (2) 種の保存法

###### ア 法律の施行状況評価及び今後の在り方の検討

2017年5月に成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）においては、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、国際希少野生動植物種の流通管理の強化等が行われました。

改正法の施行から5年を経過したことなどを踏まえ、2024年から法律の施行状況評価を実施し、2025年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書」を公表しました。これを踏まえ、2025年10月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会」を設置し、希少種保全をめぐる様々な課題に関して、今後の種の保存法の在り方の検討を開始しました。

###### イ 国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の指定

同法に基づき、2026年3月時点で458種の国内希少野生動植物種を指定し、捕獲や譲渡し等の規制を行っています。

また、ワシントン条約及び二国間渡り鳥等保護条約等に基づき、国際的に協力して種の保存を図るべき種について、同法に基づき国際希少野生動植物種に指定しています。2025年11月から同12月にかけて開催されたワシントン条約第20回締約国会議（COP20）において採択された附属書の改正を踏

まえ、国際希少野生動植物種として新たに19種を指定するとともに、これまで指定されていた種から3種を削除しました。その結果、国際希少野生動植物種は、2026年3月時点で829種類となりました。

## ウ 生息地等保護区

同法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域（10か所）を生息地等保護区に指定しています。

## エ 保護増殖事業

同法に基づき、計79種を対象に58の保護増殖事業計画を策定し、それぞれの地域において、生息環境の整備や個体の繁殖等の事業を行っています。

トキは、佐渡島におけるこれまでの保全活動や積極的な飼育・繁殖、放鳥等の取組により、野生下で推定500羽程度まで増加しています。本州においてもトキの野生復帰に向けた環境整備等の取組が進んでいることを受け、環境省は2026年5月末に本州初となる放鳥を石川県能登地域で行うことに加え、2027年の初夏を目途に島根県出雲市においても放鳥を行うことを決定しました。

ライチョウは、動物園と連携し、乗鞍岳で採取した卵を用いた飼育・繁殖技術の確立を2015年から進めてきました。また、過去にライチョウが生息していた中央アルプスでは、個体群復活に向け、繁殖させた個体の野生復帰や捕食者対策等の取組を多様な主体と協力・連携して実施してきた結果、2025年7月時点で約300羽が生息すると推定されており、分布範囲も拡大しています。

これらの保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを全国で8か所設置しています。

また、同法に基づき指定している全国10か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

各種開発事業に際しての保全措置の検討のための考え方と積極的な保全活動を進める際の参考情報をまとめた「猛禽類保護の進め方」について、改訂に向けた情報収集及び検討を実施しました。

そのほか、猛禽類の採餌環境の改善にも資する主伐・間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を行いました。

琉球列島周辺海域に生息するジュゴンに関して、沖縄島、宮古諸島及び八重山諸島において、漁業関係者等と共同での喰み跡のモニタリング調査や情報交換、目撃情報等の収集等を実施しました。

## (3) 生息域外保全

絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来、種を存続させることが困難となるおそれがある種について、将来的な野生復帰を想定した飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。

2014年に公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ、スジシマドジョウ類等の生息域外保全に、動物園水族館と連携して取り組んでいます。個別の動物園・水族館ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、園館間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっています。

絶滅危惧植物についても、2015年に公益社団法人日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、生息域外保全や野生復帰等の取組について、一層の連携を図っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

絶滅のおそれのある昆虫についても、全国の昆虫施設と連携し、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲリリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、フチトリゲンゴロウ等の生息域外保全に取り組んでいます。このうちツシマウラボシシジミについては、飼育施設に加えて本種の生息地である長崎県対馬市とも連携し、飼育下で繁殖させた個体の野生復帰も進めています。

そのほか、飼育下個体の遺伝的多様性の評価等を大学や研究機関等とも連携して取り組みました。

なお、2026年3月末時点で27施設を認定希少種保全動物園等として認定しており、認定園館において希少種の生息域外保全や普及啓発の取組が進められています。

## 2 野生鳥獣の保護管理

我が国には多様な野生鳥獣が生息しており、鳥獣保護管理法に基づき、その保護及び管理が図られています。鳥獣保護管理法では、都道府県における鳥獣保護管理行政の基本的な事項を「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）として定めることとされており、各都道府県では、2021年10月に策定した第13次基本指針に基づき、科学的な知見に基づく鳥獣保護管理事業が進められています。

野生生物保護については、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーション等における鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野（鹿児島県）に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルについては、出水平野におけるツル類の保護管理に加え、出水平野以外の地域における越冬環境の整備を実施しました。

希少鳥獣でありながらも漁業被害をもたらす北海道えりも地域のゼニガタアザラシについて、漁網の改良等による被害防除対策や、科学的分析による個体群管理を実施しました。また、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第3期）」を策定しました。

加えて、野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間（毎年5月10日～5月16日）行事の一環として、第79回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を東京都内において開催したほか、第59回目となる小・中学校及び高等学校の児童・生徒による野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護活動発表大会」を開催しました。

### (1) 感染症等への対応

2004年以降、野鳥、飼養鳥及び家<sup>か</sup>きん等において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、国内での発生状況を踏まえ、2025年10月に野鳥のサーベイランス（調査）における全国の対応レベルを最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げ、全国で野鳥の監視を強化しました。その後も国内の野鳥、飼養鳥及び家<sup>か</sup>きん等において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されているため、早期発見・早期対応を目的とした野鳥のサーベイランスを都道府県と協力しながら実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を一層強化しました。

高病原性鳥インフルエンザの発生や感染拡大等に備えた予防対策に資するため、国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況の調査等を実施し、環境省ウェブサイトを通じて情報提供等を行いました。

2018年9月に岐阜県の農場において、国内で26年ぶりとなる豚熱が発生し、その後、野生イノシシでも感染が拡大しています。こうした状況を受け、環境省では、農林水産省と連携し、各都道府県が実施する野生イノシシのサーベイランスに協力しました。また、豚熱の感染拡大防止を図るため、野生イノシシの捕獲強化に向けた取組を指定管理鳥獣対策事業交付金で支援するとともに、野生イノシシ対策の強化に向けて関係機関と情報共有等を実施しました。

我が国における野生鳥獣に関する感染症について広く情報収集し、生物多様性保全の観点でのリスク評価を行いました。このリスク評価の結果、対策の優先度が高かった感染症等を対象に、鳥獣における感染症の発生状況の実態把握を目的とした鳥獣病原体保有状況調査を都道府県と協力しながら実施しました。

## (2) 鳥獣被害対策

クマは、秋の堅果類の結実量の影響等もあり、数年おきに人里への大量出没を繰り返し、市街地への出没や人身被害の発生など人との軋轢が深刻化しています。2024年4月には、絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマを鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣に指定し、同年度から地方自治体への財政支援を開始しました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下での銃猟（緊急銃猟）を可能とする改正鳥獣保護管理法が2025年4月に成立し、同年9月に施行されました。こうした対策強化を進める一方で、2025年度はクマの出没件数、クマによる人身事故件数、事故者数及び死者数が過去最多を記録するなど国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。このような状況を踏まえ、政府として対策を強化するため、2025年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策パッケージ」を決定しました。同パッケージでは、人の生活圏からクマを排除するとともに、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現することを掲げています。同パッケージに基づき、例えば、都道府県等による個体数管理を支援するため、指定管理鳥獣対策事業交付金において緊急銃猟対応等実務者の雇用等を支援対象としたり、特別交付税措置を充実させ、自治体の負担分を軽減したりするなどの大幅な財政措置の拡充を実施しています。さらに、こうした取組の実効性を高めるため、2026年3月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策ロードマップ」を決定し、関係省庁や自治体間の連携強化を図りながら、クマによる被害対策を実施します（写真2-5-1、写真2-5-2）。

写真2-5-1 青山繁晴環境副大臣による緊急銃猟実施場所の視察の様子



資料：環境省

写真2-5-2 森下千里環境大臣政務官によるクマ対策に関する関係者との意見交換の様子



資料：環境省

近年、ニホンジカやイノシシ等の生息数が増加するとともに生息域が拡大し、生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。環境省と農林水産省は、ニホンジカとイノシシについて、2023年度までに2011年度の個体数から半減させることを目標として捕獲対策を強化してきました。その結果、イノシシの推定個体数は減少傾向に転じた一方で、ニホンジカの推定個体数は2021年度末時点で未だ高い水準にあったことから、目標の期限を2028年度まで延長し、目標の達成に向け捕獲強化の取組を進めました。

鳥獣保護管理法においては、都道府県が捕獲等を行う指定管理鳥獣対策事業や捕獲の担い手の確保・育成に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度など、「鳥獣の管理」のための制度が導入されています。

指定管理鳥獣対策事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の被害防止対策や捕獲等の強化を図るため、都道府県が実施

する指定管理鳥獣対策事業に対し、交付金により支援を行っています。2025年度においては、51都道府県・協議会で当該事業が実施されました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するもので、45都道府県において182事業者が認定されています（2026年3月末時点）。

また、狩猟者については、1970年度の約53万人から2012年度には約18万人まで減少しましたが、2016年度以降には20万人を超え、微増傾向にあります。一方、2008年度以降は60歳以上の狩猟者が全体の6割を超えており、依然として高齢化が進んでいることから、引き続き捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。高度な知識や技術を有する捕獲の担い手の確保・育成に向けた検討や狩猟の魅力を伝えるための映像作成、鳥獣保護管理に係る専門的な人材を登録し、紹介する事業等を行いました。

### コラム 2025年度のクマ被害状況と被害防止のためのお願い

2025年度は全国でクマの出没が多発し、238名の方がクマによる人身被害を受けました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする緊急銃猟制度は、2025年9月から運用が開始され、2025年度末までに60件実施されました。

改めてクマによる被害を防ぐために、以下の3つの注意をお願いします。

- [1] クマの生息地にはむやみに入らないこと。仕事等でやむを得ず入る場合は、単独行動を避け、鈴やラジオなど音の出るものやクマ撃退スプレー（適切に効果が検証された製品）を携帯するなどの対策をすること
- [2] 人の生活圏では、クマの誘因物となるものを適切に管理すること。具体的には、放置された果樹、ペットフード、コンポスト、家庭菜園の作物、夜間に出されたごみ等がクマの餌となるため、これらをしっかり管理すること
- [3] クマと出会った際には、落ち着いてクマに背を向けずに距離をとること。襲われそうになった場合は、両腕で顔面や頭部を覆い、すぐにうつ伏せになるなど致命的なダメージを最小限にとどめる行動をとること

クマの出没は今後も継続する可能性があり、地方自治体が発信するクマの出没情報等に十分注意を払うようお願いします。

農林水産業への被害防止等の観点から、市町村を中心とした侵入防止柵の設置、捕獲活動や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、都道府県が行政界をまたいで行う広域捕獲活動、捕獲鳥獣の食肉等（ジビエ）利用の取組等の対策を進めるとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。また、ニホンジカによる森林被害の防止に向けて、先進技術によるシカ生息場所の特定調査に対する支援等を行いました。さらに、トドによる漁業被害防止対策として、出現状況等の調査等を行いました。

鉛製銃弾の使用による鳥類への影響を科学的に評価するため、鳥類の鉛汚染の効果的なモニタリング体制の構築に取り組むとともに、影響評価の方法に関する検討を行いました。また、科学的かつ計画的な鳥獣管理を進めるために情報システムの整備と運用を進めるとともに、次期システムへの更改に向け、システムの機能強化等に向けた検討を行いました。

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。そのような外来種の中には、侵略的外来種と呼ばれる、在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生物多様性を脅かす特に侵略性の高いものがあり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。世界的な動植物の絶滅の6割は主に侵略的外来種が要因として引き起こされたものであり、少なくとも218種の侵略的外来種を要因として、1,200種以上もの外来種が絶滅していると報告されています。我が国においても、生態系被害、食害等による農林水産業への被害、刺咬症等による人の生命・身体への被害や、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損など、様々な被害が及ぶ事例が見られます。

また、近年の貿易量の増加に伴い、輸入品に付着することなどにより非意図的に国内に侵入する生物が増加しています。2017年6月に国内で初確認された南米原産のヒアリの確認件数は、2025年度は36件に上り、年度ごとの確認数の過去最多を大幅に更新しました。初確認以降の累計は20都道府県で171事例に上ります。環境省では、全国65港湾において地元自治体や関係行政機関等と協力して定期的なモニタリング調査を行い、発見された個体は速やかに駆除するなど、ヒアリの定着を阻止するための水際対策を実施しています。

このような外来種の脅威に対応するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しています。2026年3月時点で特定外来生物は合計162種類（7科、14属、4種群、127種、10交雑種）となっています。

また、アメリカザリガニ及びアカミミガメについては、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を法律の適用除外とする条件付特定外来生物に指定したことを踏まえ、これらの規制内容や終生飼養等について、環境省ウェブサイトでの周知とコールセンターでの問合せ対応を行いました。

また、2025年3月に改定した「外来種被害防止行動計画」の付属資料を作成したほか、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（通称「生態系被害防止外来種リスト」（2015年3月環境省・農林水産省作成））の改定を行っています。

外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）について、多くの人に理解を深めてもらえるよう、外来種問題に関するウェブサイトやYouTube等を活用し、普及啓発を行いました。

我が国で既に定着が確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止措置は地方公共団体の責務であることを踏まえ、特定外来生物防除等対策事業（交付金）により、地方公共団体が行う対策事業の支援を行いました。また、我が国に定着が確認されていない又は分布が局所的である特定外来生物のまん延の防止、生物の多様性の確保上重要な地域等における特定外来生物の被害防止措置として、フィリマンダースやシロアゴガエル、ツマアカスズメバチ等の防除を行いました。外来生物の防除により、奄美大島のアマミノクロウサギやアマミトゲネズミ、沖縄島やんばるのヤンバルクイナなど、多くの在来種の生息状況の回復が見られています。



特定外来生物クビアカツヤカミキリは東アジア原産の外来のカミキリムシで、サクラ、ウメ、モモをはじめとしたバラ科樹木に被害を与えることが知られています。日本では2012年に初めて被害が確認されて以降、関東、近畿地方を中心とした17都府県に分布が拡大しています（2026年3月末時点）。この種の被害を受けた木は数年で枯死することがあるため、お花見ができなくなるなど、地域社会に大きな影響を及ぼしており、2025年10月には、桜の名所である吉野山（吉野熊野国立公園）でも被害が初確認され、対策には猶予が許されない状況です。

このため、環境省では交付金などを用いて、地方公共団体が実施するクビアカツヤカミキリへの対策を支援しています。

例えば、栃木県足利市では、「クビアカみつけ隊」による市民参加型の防除、市民からの被害相談を受けた被害木調査、防除指導等の民有地への被害相談対応、成虫飛散密度の低減を目的とした繁殖源に対する薬剤散布等化学防除、市有地や民有地における被害木の伐採処分支援といった基本的な対策を行った上で、「樹勢回復と成虫の繁殖・拡散防止を図る不定根誘導防除法」等、独自の防除手法の開発・実装も推進しています。

足利市の例のように、地域によっては市民参加型の防除を実施している例もあります。クビアカツヤカミキリを発見した場合は、防除への御協力をお願いします。

栃木県足利市クビアカツヤカミキリ被害（桜、2015年）



資料：栃木県足利市

栃木県足利市クビアカツヤカミキリ被害（桜、2025年）



資料：栃木県足利市

栃木県足利市クビアカツヤカミキリ防除作業



資料：栃木県足利市

クビアカツヤカミキリ成虫



資料：環境省

## 4 遺伝子組換え生物対策

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、2026年3月末時点で560件の遺伝子組換え生物の環境中での使用が承認されています。その他、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（ウェブサイト）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、港湾周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

## 5 動物の愛護及び適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、自治体等と連携しながら、動物虐待の防止、ブリーダーやペットショップ等の動物取扱業の適正化、動物の飼養に関する幅広い普及啓発等の施策を実施することで、動物の愛護と適正な管理の推進に取り組みました。

動物取扱業に係る制度の円滑かつ適正な運用に向け、犬猫以外の哺乳類や爬虫類に関する飼養管理基準の具体化に向けた検討を進めました。2025年8月には、過去に幼齢犬猫の販売規制等の法令違反が確認されたブリーダーへのフォローアップ調査を実施し、約8割で是正が確認されました。引き続き動物取扱業の適正化に向けて今後の対応を検討したほか、市民向けには幼齢犬猫の販売制限の必要性や購入する際の留意事項等についてSNS等を通じた情報発信、相談窓口を通じた都道府県等への助言等も行いました。2022年6月からは、販売される犬猫のマイクロチップ装着等義務化が施行され、2025年度末時点で248万頭を超える犬猫の飼い主などの情報が登録されています。

2024年度に都道府県等に引き取られた犬猫の数は、約3.9万頭（前年度から約0.5万頭減）となりました。引き取られた犬猫の返還・譲渡率は約82%となり、殺処分数は約0.7万頭（2004年度比約98%減）となりました（2025年度に集計）。

都道府県等が引き取った犬猫の返還・譲渡を促進するため、都道府県等が行う収容施設や譲渡施設の整備等に対して費用の補助を行うとともに、自治体職員等を対象にした動物適正譲渡講習会を開催しました。

動物愛護週間（毎年9月20日～26日）には、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「人もどうぶつも守る防災術」をテーマに、動物愛護週間中央行事「どうぶつ愛護フェスティバル」としてシンポジウムや屋外ブース出展等を開催したほか、全国各地においても様々な行事が実施されました。

災害対策については、令和6年能登半島地震等における対応状況を検証し今後の災害に備えるため、検討会を設置して「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月策定）」の改訂案の取りまとめを行いました。また、全国8箇所でのペット同行避難訓練の実施を通じて、自治体の受入れ体制の整備等の取組を支援しました。「ぼうさいこくたい2025」にブース出展し、ペットの災害対策の重要性等に関する普及啓発を進めました。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）（平成20年法律第83号）の内容について、ペットの飼い主等に向けた普及啓発を行い、ペットフードの正しい扱い方や安全性に関する知識の向上等を図りました。

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）に基づき、2026年2月に第4回愛玩動物看護師国家試験を実施しました。愛玩動物看護師名簿には、2026年4月1日時点で30,072人が登録されています。また、愛玩動物看護師の動物愛護・適正飼養分野における活躍推進や職域拡大に向けて、自治体や企業等を対象にした説明会、普及啓発等を実施しました。2023年から、政府統計として実施している愛玩動物看護師就職状況等調査（愛玩動物看護師の養成校における卒業生の就職状況及び学生の在籍状況把

握)を実施し公表しました。

## 第6節 持続可能な利用

### 1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産省では、2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化、有機農業の取組面積の拡大、化学肥料・化学農薬の使用量の低減等の14のKPIを定めました。2022年7月には、この戦略を推進するための環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が施行され、2023年4月からは環境負荷低減の取組等を後押しする認定制度が本格的に始まりました。生産者の計画認定については、2026年3月末時点で3万6,000経営体以上が認定されています。また、農林水産省の全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の要件化を、2027年度から本格実施することとしています（愛称「みどりチェック」）。このため、本格実施を見据え、2025年度においては、補助事業等の申請時及び報告時における取組の実施状況に関するチェックシートの提出を、試行的に実施しているところです。

また、国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

加えて、2024年6月には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が政策の柱として位置付けられました。さらに、これを受けて2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、2030年までをめぐりに集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のGXへの投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めました。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省庁連携の下、2020年6月に立ち上げた官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィーク2025や全国各地の食と農林水産業のサステナブルな取組動画を募集・表彰するサステナアワード2025等を実施しました。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」（愛称：みえるらべる）について、小売、外食、学校給食、食堂等の多様な形での取組の拡大を推進しました。2025年7月からは営農管理アプリと連携したシステムで「みえるらべる」を取得することが可能になり、算定や報告がしやすくなりました。さらに、「見える化」の対象品目の拡大に向け、畜産物（牛肉、生乳）の温室効果ガス簡易算定シートの算定・販売実証を開始しました。

我が国における「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、気象条件や農業生産構造の類似するアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとなり得るものであり、2023年10月の日ASEAN農林大臣会合において採択された「日ASEANみどり協力プラン」を2025年10月の第2回日ASEAN農林大臣会合で改定し、ASEAN各国のニーズに応じながら、我が国の技術やイノベーションを活かした協力プロジェクトを推進しました。また、2025年5月には、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス（GHG）排出削減技術の海外展開を後押しするため、「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：ミドリ・インフィニティ）」を策定しました。2025年6月には、ミドリ・インフィニティの実行ツールとして「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立し、日

ASEANみどり協力プランやアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の国際的な枠組みを活用した取組を推進するとともに、2025年11月の国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）において、同コンソーシアム構成員民間企業有志連合から、アグリフードシステムへの脱炭素投資の呼び込み等を目的とした声明が発表されました。

### (1) 農業

持続可能な農業生産の推進を図るため、化学肥料、化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払を実施しました。

環境保全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の普及・推進や、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針及びみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の下で、有機農産物の学校給食での利用等地域ぐるみの取組や有機栽培への転換、有機農業の栽培ノウハウを提供する民間団体の指導活動や技術習得による実践人材の育成、有機加工食品の原料国産化、事業者と連携した需要喚起など有機農業の拡大に向けた取組を支援しました。

### (2) 林業

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び森林の有する公益的機能の発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を実施するとともに、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図りました。

また、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約化の促進を図るため、所有者の確定や境界の明確化等に対する支援を行いました。

### (3) 水産業

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業法に基づく資源管理や漁業許可制度を的確に運用しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育環境の改善を実施しました。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進しました。

水産資源の保存管理については第2章第4節2を参照。

## 2 エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づくエコツーリズム推進基本方針について、関係省庁によるエコツーリズム推進連絡会議及び有識者によるエコツーリズム推進基本方針に関する検討会等での検討を踏まえ、制定以後初となる変更を行い、2026年3月にその変更に関し閣議決定しました。また、同法に基づき、自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。同法に基づくエコツーリズム推進全体構想については、2026年4月時点において全国で合計29件が認定されています。

エコツーリズムに取り組む地域への支援として、10の地域協議会に対して交付金を交付し、魅力あるプログラムの開発、ルールづくり、全体構想の策定、推進体制の構築等を支援したほか、地域におけるガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

また、エコツーリズムの推進・普及を図るため、全体構想認定地域間等の意見交換会を実施し、課題や取組状況等を共有したほか、全国のエコツーリズムに関連する活動の向上や関係者の連帯感の醸成を図ることを目的として、エコツーリズム大賞により優れた取組を行う団体への表彰を実施しました。

### 3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

#### (1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕<sup>ひん</sup>しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業等により、関係機関が連携して、植物遺伝資源24万点を始め、動物、微生物、林木、水産生物等の国内外の生物遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行いました。また、海外研究者に向けて、生物遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や保護と利用のための研修等支援を行いました。

新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用の円滑化に向けて、遺伝資源利用に係る国際的な議論に参画するとともに、その議論動向等について、我が国の遺伝資源利用者に対し、説明会等を通じた周知活動等を実施しました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源について、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制強化に資する、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」も実施しています。

#### (2) 微生物資源の利用と保存

生物多様性条約を踏まえた国際的取組として、独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じて、資源提供国との協力体制を構築し、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供を行っています。

具体的には、我が国の微生物等に関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）において、生物遺伝資源の収集・保存等を行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報）を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しています。

## 第7節 国際的取組

### 1 生物多様性に関する世界目標の達成に向けた貢献

2026年10月にアルメニア共和国・エレバンにおいて開催が予定されている「生物多様性条約第17回締約国会議（COP17）」で実施が予定されている、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（GBF）」の世界的な実施状況に関する評価（グローバル・レビュー）に貢献するため、我が国は、生物多様性条約に基づく第7回国別報告書を2026年2月に提出しました。また、生物多様性条約事務局に設置されている「生物多様性日本基金」を通じて、東・南アジア地域における30by30目標に係るワークショップの開催支援等、GBFの実施に向けた支援を行いました。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用を進める「SATOYAMA イニシアティブ」について、途上国の現場における活動を支援するため、「SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム」第4フェーズを実施しています。

### 2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化

「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）」については、公表されたIPBES評価報告書などの成果を、一般公開シンポジウムの開催などを通じて発信しま

した。また、「生物多様性と生態系サービスに関する第二次地球規模生物多様性評価」等、IPBESが実施するアセスメント報告書執筆作業やIPBES運営への日本人専門家の参画を支援しました。

さらに、2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置されたIPBESの「シナリオ・モデルタスクフォース技術支援機関」に対して、拠出金等を通じた活動支援を行いました。また、2026年2月に英国・マンチェスターにおいて開催されたIPBES総会第12回会合に参加し、国際的な議論にも貢献しました。

### 3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用と生物多様性の保全を推進する「SATOYAMAイニシアティブ」について、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」の活動を支援しました。また、IPSI事務局とともに、「生物多様性条約第27回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）」において、SATOYAMAイニシアティブの考え方や取組を紹介するサイドイベントを開催しました。さらに、IPSI事務局等とともに、2026年3月に「SATOYAMAイニシアティブ第10回定例会合」をエクアドルにおいて開催し、「実行可能な実施計画（AIP）」を採択するなど、IPSIの今後の活動に関する議論や合意形成を図りました。なお、IPSI会員団体数は、2026年3月時点で、23の政府機関を含む、80か国・地域の348団体となりました。

SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するため、2013年に発足した「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に環境省及び農林水産省が参加しています。本ネットワークは、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたロゴマークや活動事例集の作成や、各種イベントへの参加を行いました。なお、本ネットワークの会員は2026年3月時点で54地方公共団体を含む119団体となりました。

### 4 アジア保護地域パートナーシップの推進

2013年11月に宮城県仙台市で開催した第1回アジア国立公園会議を契機に我が国が主導して設立した「アジア保護地域パートナーシップ（APAP）」の参加国は2026年3月時点で、17か国となっており、その取組の一環として、毎年運営委員会等においてアジア各国の保護区に関する情報及び知見の共有等を進めています。2025年10月にアラブ首長国連邦・アブダビで開催された世界自然保護会議では、アジアの保護地域における過去10年間の取組の進展を紹介するサイドイベントが実施され、APAPの取組がアジアの保護地域の管理能力の向上に貢献してきていることが周知されるとともに、30by30目標の達成に向けた意見交換等が行われました。

### 5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界の森林は、陸地の約32%を占め、面積は約41億4,000万haに及びます。一方で、2015年から2025年の間に、植林等による増加分を差し引いて年平均約412万ha減少しています。1990年から2000年の間に年平均約1,070万ha減少しており、森林が純減する速度は低下傾向にありますが、引き続き森林減少を止めるための積極的な取組が求められています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少を抑止するためには、持続可能な森林経営を推進する必要があります。我が国は、持続可能な森林経営及び木材利用の推進に向けた国際的な議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして森林・林業分野の国際的な協力を推進しています。

「国連森林戦略計画2017-2030」は、国連森林フォーラム（UNFF）での議論を経て2017年4月に国連総会において採択され、我が国もその実施に係る議論に参画しています。

国際熱帯木材機関（ITTO）の第61回理事会が2025年10月にパナマ共和国のパナマシティにおいて開催され、ITTOの設置根拠である「2006年の国際熱帯木材協定」の再交渉に向けた議論が行われました。また、加盟国等から総額約339万米ドルのプロジェクト等に対する拠出が表明され、我が国からは、ベトナムのアカシア林業における森林バイオエコノミーの推進、トーゴ共和国サバナ地域に位置するフォス・オ・リオン保安林の持続可能な管理に対する支援等に、計約2.2億円の拠出を表明しました。

2025年11月にブラジル連邦共和国・ベレンで開催されたCOP30及びそれに先立つ首脳級会合において、森林に関する複数の国際イニシアティブに賛同・参加するとともに、議長国ブラジルが主導する「トロピカル・フォレスト・フォーエバー・ファシリティ（TFFF：Tropical Forest Forever Facility）」の立上げに賛同しました。

## 6 砂漠化対策の推進

1996年に発効した国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、先進締約国は、砂漠化の影響を受ける締約国に対し、砂漠化対処のための努力を積極的に支援することとされています。我が国は先進締約国として、科学的・技術的側面から国際的な取組を推進しています。その一環として、モンゴルにおける砂漠化対処のための調査等を進め、二国間協力等の国際協力を推進しました。

## 7 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、観光利用の増加による環境への影響が懸念されており、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進等を目的とする南極条約（1961年発効）及び、南極の環境や生態系の保護を目的とする環境保護に関する南極条約議定書（1998年発効）に基づき国際的な取組が進められています。

我が国は、環境保護に関する南極条約議定書を担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）を制定し、南極地域における観測、観光、取材等の活動に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行っています。さらに、2005年に採択された環境保護に関する南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）の締結に向けた国内担保措置について、中央環境審議会自然環境部会において審議を重ね、2026年3月に答申がなされました。

また、南極条約の実施のため、拠出金等により南極条約事務局の活動を支援しているほか、2025年にイタリアのミラノで開催された第47回南極条約協議国会議（ATCM47）に参画し、南極地域における環境保護の方策に関する議論に貢献しました。さらに、2026年5月に、第48回南極条約協議国会議（ATCM48）を広島市で開催するにあたり、関係省庁及び自治体を始めとする関係者間で連携し、準備を行いました。

## 8 サンゴ礁の保全

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みの中で、我が国が主導して2017年から開始した地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の東アジア地域におけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析について、モニタリングデータの管理利用方針やデータベースの構築方法を検討するためのワークショップを2025年7月に開催しました。

## 9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の活動推進

2025年11月には、東アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥保全のための国際的枠組みである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)」の総会である第12回パートナー会議 (MOP12) がフィリピンのセブで開催されました。各国における渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する進捗状況や課題等について議論されたほか、今後の活動等に関する決定書が採択されました。活動を推進するため、国内に34か所ある渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地の関係者を対象とし、2026年2月に、日本有数のツル類の越冬地である鹿児島県出水市において、「渡り性水鳥フライウェイ全国大会」を開催しました。

## 10 生物多様性関連諸条約の実施

### (1) 生物多様性条約

2025年10月にパナマ共和国・パナマシティで開催された、生物多様性条約第27回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA27) 及び生物多様性保全等に関する先住民等の知識の維持等を規定する条約第8条 (j) 等に関する補助機関の第1回会合 (SB8 (j) 1) に出席し、議論に貢献しました。また、SBSTTA27においては、GBF実施の進捗をモニタリングするための仕組みに関する議論に貢献するとともに、我が国における条約に基づく第7回国別報告書のとりまとめの取組や経験等を共有するサイドイベントの開催等を通じて、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (GBF)」の着実な実施に貢献しました。さらに、2026年2月にイタリア共和国・ローマで開催された、生物多様性条約第6回実施補助機関会合 (SBI6) に出席し、GBFの実施に向けた能力開発などの議論に貢献しました。

### (2) 名古屋議定書

生物多様性条約COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「名古屋議定書」という。)の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」を施行し、名古屋議定書の適切な実施に努めています。

我が国はCOP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティア (GEF) によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想への支援を表明し、10億円を拠出しました。この基金を活用し、国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動を行う13件のプロジェクトが承認され、ブータン、コロンビア、コスタリカ等の8件は既に完了しています。

### (3) カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書 (以下「補足議定書」という。)の国内担保を目的とした遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律 (平成29年法律第18号。以下「改正カルタヘナ法」という。)が、2017年4月に成立し、同月に公布されました。補足議定書については、2018年3月に発効し、これに合わせて改正カルタヘナ法が施行されました。また、2024年10月にコロンビア・カリで開催されたカルタヘナ議定書第11回締約国会議 (COP-MOP11) において、議定書及び補足議定書の適切な実施のための議論がなされ、我が国としても積極的に議論に貢献しました。

### (4) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲

げる種を中心に、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底や規制対象種の適切な取扱いに向けて、国内法執行や周知強化等の取組を進めました。また、2025年11月から同12月までウズベキスタン共和国のサマルカンドで開催されたワシントン条約第20回締約国会議（COP20）において、条約の適切な執行のための議論とともに、国際取引が規制される種を定めている附属書の改正等の審議に貢献しました。

### (5) ラムサール条約

2025年7月にラムサール条約第15回締約国会議（COP15）がジンバブエ共和国のヴィクトリアフォールズにおいて開催されました。ラムサール条約湿地都市認証制度に基づく新規認証都市への認証式が開催され、我が国からは新たに認証を受けた愛知県名古屋市が参加しました。また、国内54番目のラムサール条約湿地として登録された猪苗代湖の関係自治体である福島県、会津若松市、郡山市、猪苗代町に対して、ラムサール条約事務局長から登録証が授与されました。

### (6) 二国間渡り鳥等保護条約・協定

2025年10月に中華人民共和国の東営において日豪中韓渡り鳥等保護協定等会議が開催されました。各国における渡り鳥等の保全施策及び調査研究に関する情報共有のほか、日豪、日中、日韓での今後の協力の在り方に関する意見交換を行いました。加えて、2027年に開催予定の次回会議までに取り組む事項を確認しました。

### (7) 国連公海等生物多様性協定

2023年に採択された「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」（略称「国連公海等生物多様性協定」又は「BBNJ協定」）について、我が国は2025年12月に締結し、同協定は2026年1月に発効しました。

## 第8節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備

### 1 自然環境データの整備・提供

#### (1) 自然環境データの調査とモニタリング

自然環境の現状及び変化を把握することを目的として、全国の状況を面的に調査する「自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）」のほか、量的・質的な変化を明らかにするために様々な生態系で長期的な定点調査を行う「モニタリングサイト1000」等を実施しています。

自然環境保全基礎調査では、社会のニーズに対応した生物多様性に関する基盤情報を着実に整備していくため、10年間の実施方針・調査計画等をまとめた自然環境保全基礎調査マスタープラン（2023年3月策定）に基づき、種の分布や生態系等について調査しています。

植生調査では、1/25,000現存植生図（現存植生図2024）の全国データ公開が2024年度に完了しました。淡水魚類分布調査では、115種を対象として分布調査を実施し、2025年度に取りまとめを行いました。昆虫類分布調査（2023～2026年度予定）では、有識者へのアンケート調査や生物情報収集・提供システム「いきものログ」を用いた市民参加型調査等を実施しました。また、約50年間の調査成果をベースに他の自然・社会的なデータも援用し、日本全体の自然環境の現状と変化状況・傾向を分かりやすく体系的に示すため、総合解析を行いました。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域

(磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁等)、小島嶼<sup>しよ</sup>について、生態系ごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめています。2025年度には20年間の調査で明らかになった、身近に見られる生き物の減少傾向、気候変動の影響、外来種対策による在来種の回復状況などの日本の自然の変化について、分かりやすく、また身近に感じてもらえるようにまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット」を公表しました。農地・草原など開けた環境を好むスズメ・ヒバリ等の鳥や、開けた場所で見られるチョウ類の記録個体数が大きく減っていること（里地調査、森林・草原調査）、シギ・チドリ類やカモメ類といったごく普通に見られる鳥の個体数が大きく減っていること（シギ・チドリ類調査、小島嶼<sup>しよ</sup>調査）などについて、豊富なイラストや写真、また調査に参加して下さった企業や一般市民の方などの声とともに紹介しています。

インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」により、2026年3月時点で約546万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

2013年以降の噴火に伴い新たな陸地が誕生した小笠原諸島の西之島に、2019年9月に上陸し、生態系、地質、火山活動等に関する総合学術調査を実施しました。しかし、2019年12月以降の大規模噴火により、旧島の全てが溶岩若しくは火山灰に覆われ、西之島の生物相がリセットされた状態となりました。原生状態の生態系がどのように遷移していくのかを確認することができる世界に類のない科学的価値を有する西之島の適切な保全に向けて、2021年度から再度総合学術調査を実施しています。2025年7月の調査では3年ぶりに上陸を果たし、大規模噴火以降初めて植物の生育を確認するなどの成果を上げました。

## (2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化及び人材育成の推進のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（APBON）」の取組の一環として、APBONワークショップ（タイ・バンコク）及びAPBONウェブセミナーを開催しました。

調査研究の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「過去150年の都市環境における生物相変遷に関する研究－皇居を中心とした都心での収集標本の解析」、「極限環境の科学」等の調査研究を推進するとともに、約516万点の登録標本を保管し、標本情報についてインターネットで広く公開しました。また、我が国からのデータ提供拠点である国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に提供しました。国立研究開発法人海洋研究開発機構は、前述の機関を通じてGBIFに協力するとともに、生物多様性情報を海洋生物多様性情報システム（OBIS）にOBISの日本ノードとして提供しました。

## 2 放射線による野生動植物への影響の把握

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物の試料採取及び放射能濃度の測定等による調査を実施しました。また、調査研究報告会の開催等を通じて、関連した調査を行っている他の研究機関や専門家等との情報共有を図りました。

## 3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた見通し等に関する中間レビューとして、「生物多様性

及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」を2025年10月に公表しました。生物多様性条約第7回国別報告書や生物多様性国家戦略の中間評価を取りまとめた際には、同提言を参照情報として活用しました。

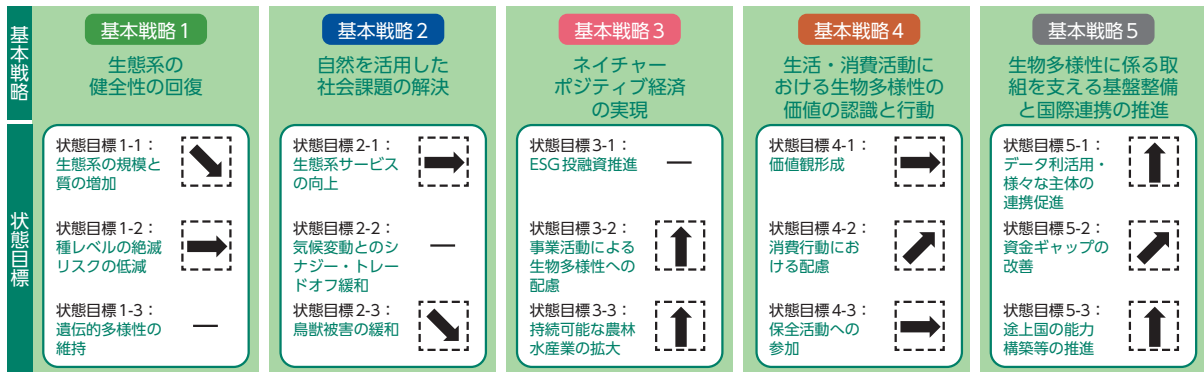
## 生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言の公表について

JBO（Japan Biodiversity Outlook）は、日本の生物多様性及び生態系サービスの現状等について、有識者検討会で科学的情報等を基に総合的に評価した結果を示すものです。2025年10月に、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた見通し等に関する中間レビューとして、「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言」（以下「JBO4中間提言」という。）が取りまとめられました。

JBO4中間提言は、2028年に公表予定のJBO4の取りまとめを前に、「生物多様性国家戦略2023-2030」の5つの基本戦略の下に設定されている計15の状態目標の達成に向けた状況について、300個を超える指標を選定の上、2020年を基準年とした短期トレンドについて総合評価を行いました。

評価結果は以下の図のとおりとなりました。

### JBO4中間提言における総合評価結果



注：本表では各状態目標の内容を要約して示している。

凡例		目標達成に向けて順調	進展したが、その程度は不十分	大きな進展なし	後退したが、その程度は限定的	目標から大きく後退した	不明
信頼性	高い	↑	↗	→	↘	↓	—
	低い	↑	↗	→	↘	↓	—

注：本中間提言における評価の凡例は、生物多様性条約国別報告書における各国の目標の進捗評価基準を参照して設定した。

資料：環境省

評価結果から明らかになったのは次のポイントです。

- ・自然の状態：我が国の生物多様性は全体として損失し続けており、生態系サービス（自然の恵み）も回復するまでには至っていないと考えられる。
- ・社会経済の状態：事業活動における生物多様性への配慮や消費行動における生物多様性への配慮など、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善していると考えられる。

このことから、JBO4中間提言では、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、産官学民が連携・協働し、引き続き多角的な取組を実施・加速化することが必要であるとしています。また、総合評価に必要な指標やそのデータに不足があることが明らかになり、今後の評価の充実化に向けて、指標の開発や調査研究が進められることが望まれるとしています。

JBO4中間提言は、2026年2月に提出した、我が国の生物多様性条約第7回国別報告書や、生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価を取りまとめる際に参照情報として活用されており、生物多様性及び生態系サービスの現状等を国レベルで評価するアプローチとして海外からも関心を集めています。